

審議経過及び検討の方向性

審議項目	審議内容	現状確認	審議会での主な意見	審議会における検討の方向性																																										
<p>1 処理経費の在り方</p>	<p>前回（平成 20 年 1 月）の料金体系見直し後、新清掃センターの供用開始等により、ごみ処理に係る経費に変化が生じてきていることから、適正な手数料負担のあり方について、今後のごみの減量化や人口動態等を踏まえた中で、審議していただくものである。</p>	<p>1 平成 24 年度に清掃センターの運営を民間委託にしたことによるごみ処理経費の変化について（第 3 回審議会 資料No.1 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人件費…中間処理費は、清掃センター職員の人件費が大幅に減っている。 ○委託費…収集運搬委託費は、5 年間ほぼ同額で推移している。 中間処理費は、清掃センター運営委託費分が増加している。 ○処理費…清掃センターの燃料費、薬剤費等について、委託前は市が直接負担していたが、委託後は受託運営会社への委託費に包含していることで大幅に減っている。 ○全体の推移…平成 24 年 7 月から清掃センターの運営を委託にしたことにより、ごみ処理経費は対前年比 9.5%の減となった。また、25 年度では対前年比 5.5%の増となっている。 <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="730 827 1670 919"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理費</td> <td>1,125</td> <td>1,086</td> <td>1,065</td> <td>1,037</td> <td>938</td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 今後のごみの減量化について（第 2 回審議会 資料No.4 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみ…平成 22 年度をピークに平成 25 年度へと微増が続いている。 <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量に占める割合は、平成 25 年度で 42%となっている。 ・景気動向により増減が考えられる。 ○家庭系ごみ…平成 20 年度から平成 25 年度までは多少の増減はあるものの、同程度の排出量となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴い、減少することが予測される。 <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" data-bbox="724 1329 1676 1514"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業系</td> <td>19,564</td> <td>17,505</td> <td>17,016</td> <td>17,271</td> <td>17,989</td> <td>18,184</td> </tr> <tr> <td>家庭系</td> <td>26,174</td> <td>25,498</td> <td>24,983</td> <td>24,770</td> <td>25,477</td> <td>25,074</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,738</td> <td>43,003</td> <td>41,999</td> <td>42,041</td> <td>43,466</td> <td>43,258</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 三条市の人口動態等について（第 3 回審議会 資料No.2 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口動態…国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、平成 27 年 98,758 人が平成 37 年 90,277 人、平成 47 年 80,581 人になると推計される。 ○人口・世帯数…三条市全体では人口は年々減少しているが、世帯数は増加している。 ○ごみステーション数 三条地区は年々増加しているが、栄地区及び下田地区はほぼ同数で推移している。（第 4 回審議会 資料No.1 参照） 	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	処理費	1,125	1,086	1,065	1,037	938	990	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	事業系	19,564	17,505	17,016	17,271	17,989	18,184	家庭系	26,174	25,498	24,983	24,770	25,477	25,074	合計	45,738	43,003	41,999	42,041	43,466	43,258	<ul style="list-style-type: none"> ○処理経費については、原因者負担の原則に立ち適正なごみ処理手数料とする必要がある。処理費を値上げする必要がある場合は、3R の受け皿のための仕組みづくりを行う。（ハード面、ソフト面に対応した仕組みづくり） ○他市の取組状況及び研究者の意見等について情報収集し、それらを参考にした上で検討を進める。 ○事業系ごみが多いということは、それだけ地場産業が発展していることの表れである。 ○三条市は産業振興のために併せ産廃を受入れているのは理解できるが、もう少し分別できれば、必然的に事業系ごみは減ると思う。 	<p>(1) ごみ処理経費の削減について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理経費の削減の可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費…市職員の減に伴う削減。 ・委託料…清掃センター運営委託費は平成 43 年度まで契約で定められているため、減の可能性は低い。 ・処理費…現最終処分場は平成 32 年度で埋立て完了予定のため、それ以降薬剤費等が若干減少する見込みだが、新処分場の稼働による増分があり、削減の可能性は低い。 <p>①以上のことから、ごみ処理経費の削減の可能性は低いと思われるが、どう捉えるか。</p> <p>②今後人口減少に伴い税収も減少していく中でごみ処理経費に対するごみ処理手数料負担率をどう捉えるか（妥当かどうか）。</p> <p>③人口減少に伴い排出ごみ量も減少すると予測される中で、ごみ処理単価が上がることになるが、どう考えるか。</p> <p>④人口減少、高齢化社会に対応したごみステーション設置の基準を考える必要があるか。</p>
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																								
処理費	1,125	1,086	1,065	1,037	938	990																																								
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																								
事業系	19,564	17,505	17,016	17,271	17,989	18,184																																								
家庭系	26,174	25,498	24,983	24,770	25,477	25,074																																								
合計	45,738	43,003	41,999	42,041	43,466	43,258																																								

審議項目	審議内容	現状確認	審議会での主な意見	審議会における検討の方向性															
1 処理経費の在り方		<p>4 現在のごみ処理手数料負担率について</p> <p>○ごみ処理手数料について</p> <p>平成15年度の家庭ごみの有料化の見直しにおいて、指定袋料金の負担率を15%に設定することとした。また、平成19年度に事業系ごみの適正な手数料負担の在り方について検討し、従来の最大積載量方式から従量制方式へ移行した上、実質ごみ処理経費に対する負担率を30%とした。</p> <p>平成20年度から平成25年度のごみ処理手数料負担率について、事業系、家庭系（収集）及び家庭系（直接搬入）それぞれを分析した結果、<u>家庭系（収集）の負担率は15.6%～17.9%、事業系及び家庭系（直接搬入）の負担率は36.8%～46.2%</u>で推移している。</p> <p>県内20市における家庭系及び事業系のごみ処理経費の負担率を照会し、三条市で作成した平成24年度の家庭系及び事業系の処理経費負担率は、<u>事業系で100%から7%の負担率、家庭系では44%からゼロ%の負担率</u>となっており、処理経費負担率については、各市によって異なっている。（第4回審議会 資料No.2 参照）</p> <p>なお、県内類似都市の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="736 1024 1694 1167"> <thead> <tr> <th>市名</th> <th>柏崎市</th> <th>新発田市</th> <th>燕市</th> <th>三条市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系（%）</td> <td>17.6</td> <td>44.4</td> <td>23.5</td> <td>21.7</td> </tr> <tr> <td>事業系（%）</td> <td>24.5</td> <td>88.5</td> <td>70.6</td> <td>46.2</td> </tr> </tbody> </table>	市名	柏崎市	新発田市	燕市	三条市	家庭系（%）	17.6	44.4	23.5	21.7	事業系（%）	24.5	88.5	70.6	46.2		
市名	柏崎市	新発田市	燕市	三条市															
家庭系（%）	17.6	44.4	23.5	21.7															
事業系（%）	24.5	88.5	70.6	46.2															
2 事業系ごみの減量化方策等	<p>事業系ごみの排出量は平成19年度から平成21年度にかけて一時的に減少したものの、総排出量に占める割合が40%程度と高く、また、資源物も多分に散見されることから、減量化・資源化を更に進める方策について審議していただくものである。</p>	<p>1 総排出量に占める割合について（第3回審議会 資料No.4 参照）</p> <p>○平成24年度の実績では、事業系41%、家庭系59%となっている。</p> <p>○平成24年度経済センサスにおいて、事業所と人口の比率（事業所／人口）で見た場合、三条市は6.0%で、県内20市中、高い方から3番目となっている。</p> <p>○ごみ量と事業所数の比率（ごみ量／事業所数）で見た場合、三条市は2.89トンで、県内20市中高い方から3番目となっている。（併せ産廃の受入れも影響していると考えられる。）</p> <p>2 資源物の混入状況について</p> <p>平成25年2月に三条市清掃センターで実施した展開検査では、事業系一般廃棄物の中に廃プラスチック類（ペットボトル、発砲スチロール、ポリ袋等）、金属くず（空き缶、金属製の作業工具等）、ダンボール、シール印刷のロール紙等の混入が確認された。</p>	<p>○事業系ごみの減量化については、清掃センターでの受入れ品目を明確にし、事業者へ周知を図ることにより、減量化の推進を図る。</p> <p>○事業系ごみの減量化のための方策として、近隣市で実施している展開検査の実施についても検討を行う。</p> <p>○処理経費については、原因者負担の原則に立ち適正なごみ処理手数料とする必要がある。処理費を値上げする必要がある場合は、3Rの受け皿のための仕組みづくりを行う。（ハード面、ソフト面に対応した仕組みづくり）（再掲）</p>	<p>(1) 事業所への啓発活動</p> <p>減量や資源化について、事業所への啓発活動としてどのようなことが考えられるか。</p> <p>(2) 協力事業所に対するインセンティブ</p> <p>3R活動に積極的に協力した事業所に対するインセンティブとして何が考えられるか。（例えば協力企業を市の広報等で紹介など）</p>															

審議項目	審議内容	現状確認	審議会での主な意見	審議会における検討の方向性
<p style="text-align: center;">3 3 R の 推 進 に つ い て</p>	<p style="text-align: center;">ごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの3Rを更に推進するための方策について審議していただくものである。</p>	<p>1 現在の資源回収 一般家庭から排出されるごみの収集は、一般廃棄物処理計画により、可燃ごみ、不燃ごみのほか、資源ごみ回収として、ガラスビン、空き缶、ペットボトル、紙パック、新聞紙、雑誌、段ボールの9分別収集を行っているほか、有害ごみとして蛍光灯及び乾電池の収集を行っている。また、公共施設やスーパーの店頭などでペットボトル、乾電池及び使用済天ぷら油の拠点回収を行っている。</p> <p>毎年「ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配布により啓発を行っている中で、資源ごみの回収量については、平成19年度の5,715トンから平成21年度の4,928トンまで減少したが、その後は増加し、平成25年度には5,776トンとなりほぼ平成19年度と同程度となっている。</p> <p>2 新たな回収品目の可能性 三条市の有害ごみ及び粗大ごみを含む分別数は11であり、県平均の分別数14を下回っている（平成26年4月1日現在）。</p> <p>3 使用済小型家電の回収 平成25年4月1日に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、新たな回収品目として使用済小型家電回収について検討を行った。これまで埋立処分されていた使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等廃棄物の適正な処理及び資源化を促進するため、三条市においてもこれまで不燃ごみとして処理され、鉄とアルミを取り出した後は埋め立てられていたことから、三条市においても比較的費用のかからない拠点回収を選択し、試験回収を実施した。</p> <p>4 その他の取組 平成25年度にオープンした環境啓発施設かんきょう庵において、清掃センターへ搬入された粗大ごみのうち、再使用可能な家具の無料配布会や、フリーマーケットの定期的な開催を通してリユースの取組を進めている。</p>	<p>○処理経費については、原因者負担の原則に立ち適正なごみ処理手数料とする必要がある。処理費を値上げする必要がある場合は、3Rの受け皿のための仕組みづくりを行う。（ハード面、ソフト面に対応した仕組みづくり）（再掲）</p> <p>○使用済小型家電回収の本格実施に当たっては、三条地区、栄地区及び下田地区における回収ボックスの配置バランスや、試験回収で回収量の少なかった場所は別の場所に移し替えるなど臨機応変な対応が必要である。</p> <p>○学校における回収についても小中学校の生徒への意識啓発の意味からも検討すべきである。</p> <p>○新たなリユースの取組として「おむつ」の回収についても検討してはどうか。</p>	<p>(1) 使用済小型家電の拠点回収 第3回審議会資料No.5の本格実施(案)のとおり実施する。なお、回収拠点については10ヵ所でスタートし、その後については様子を見ながら随時対応することとする。 また、小型家電回収を知らない市民も多いので、工夫しながらPRに努める。</p> <p>(2) 新たな回収品目 現在の回収品目は市民に定着していることから、更なるごみの回収品目を増やす場合は、市民の意識調査を行うなどした上で、更なる検討が必要である。</p> <p>(3) 新たな3Rの取組 ①現在、かんきょう庵で実施しているリサイクル家具の無料配布やフリーマーケットについては、今後運営方法や内容等について工夫しながらする継続し、新たな取組の可能性を模索していく。 ②発生抑制に対する新たな取組についての可能性を模索していく。 ③自治会における資源物集団回収を奨励する。</p>